令和６年度　西区連会５月定例会資料

１　行政等からの情報提供

〈市連会、区、その他からの報告及び依頼事項〉

［自治会・町内会長へのお知らせ・報告］

１　戸部警察署管内犯罪等概況について

〔お知らせ〕

（戸部警察署）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題１の資料参照） |  |
|  | |
|  | |

２　西区内の火災・救急概況について

〔お知らせ〕

（西消防署）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題２の資料参照） |  |
|  | |
|  | |

３　よこはま防災e-パークのリニューアルについて

〔お知らせ〕

（市連会・消防局予防課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題３の資料参照） |  |
| いつでも、どこでも、オンラインで身近に防災を学べる「よこはま防災e-パーク」を令和５年４月に開設し、運用しています。  　この度、更なる利便性の向上のため、利用者の方の声を踏まえ、システムの機能改善や動画制作など、ウェブサイトのリニューアルを行い、令和６年４月16日（火）から市民利用を開始しています。  　つきましては、自治会町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。  【問合せ先】  西消防署総務・予防課予防担当  電話/ＦＡＸ：３１３-０１１９  E-Mail： sy-nishi-sy＠city.yokohama.lg.jp | |
| 【５月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 | |

４　防火・防災体験会のご案内について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔お知らせ〕

（消防局予防課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題４の資料参照） |  |
| 火災や地震、風水害等の近年頻発する自然災害が発生した際には、一人ひとりの命は自らが守る「自助」、地域で助け合う「共助」が大変重要となります。  そこで、地震や風水害の怖さを身近に感じていただくとともに、火災が起こった際の初期消火として大変有効である初期消火器具の取り扱いや災害時の適切な行動について、学んでいただく防火・防災体験会を開催します。  １　日時　※両日同一の内容です  （１）　令和６年６月21日（金）13時00分から15時30分  （２）　令和６年６月22日（土）13時00分から15時30分  ２　場所  　　　 横浜市民防災センター（神奈川区沢渡４－７）  ３　申込人数  　　 各自治会・町内会２名まで、各回60名まで  ４　実施内容  （１）　スタンドバイプ式初期消火器具取扱訓練  （２）　地震・火災体験ツアー  （３）　座学  初期消火器具を使用した訓練の実施方法やよこはま防災e-パークを活用した  救急の座学  ５　申込方法　※ 〆切は、各開催日の２日前まで  申込用紙（別紙）を（１）または（２）の方法でお送りください。  （１）　横浜市消防局予防課メールアドレス（sy-yobo@city.yokohama.lg.jp）  （２）　FAX（045-334-6610）  【問合せ先】  消防局予防課  電話：３３４-６４０６  FAX：３３４-６６１０  E-Mail： [sy-yobo@city.yokohama.lg.jp](mailto:sy-yobo@city.yokohama.lg.jp) | |
| 【５月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 | |

５　地域防災活動の支援に向けた研修のご案内について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔お知らせ〕

（市連会・総務局地域防災課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題５の資料参照） |  |
| 地域における防災活動の支援として、２つの研修をご案内します。  １　研修内容   1. 「よこはま防災研修＜基礎編＞」   横浜市の防災対策や地域防災活動の事例をWEB研修で学びます。  WEB研修のため申し込み不要で、随時受講可能となります。   1. 「よこはま防災研修＜支援編＞」   地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援します。  申し込み期間：令和６年６月から10月末まで（横浜市電子申請システムにて）  【問合せ先】  横浜市総務局地域防災課  電話：671-3456  FAX：641-1677 | |
| 【５月下旬にチラシを自治会・町内会長あて送付します。】 | |

６　令和６年度家具転倒防止対策助成事業のご案内について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔お知らせ〕

（総務局地域防災課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題６の資料参照） |  |
| １　概要  令和６年度の家具転倒防止対策助成事業についてご案内します。  地震時の家具の転倒から身を守るために居住者全員が下記要件①～⑥のいずれかである場合は、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します（取付員を派遣します。器具代は申請者のご負担となります。）。  ２　要件   1. 65歳以上 2. 身体障害者手帳の交付を受けている 3. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている 4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 5. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている 6. 中学生以下   ３　申込期限  令和６年６月１日から令和７年１月31日まで  ４　募集件数  市全体で先着500件  【問合せ先】  〇一般社団法人横浜市建築士事務所協会  電話：662-2711  ＦＡＸ：662-8981  （横浜市（総務局地域防災課）が委託している事業者になります。）  〇横浜市総務局地域防災課  電話：671-3456  FAX：641-1677 | |
| 【５月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 | |

７　よこはまポジティブエイジング計画（第９期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）の策定について

〔お知らせ〕

（市連会・健康福祉局高齢健康福祉課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題７の資料参照） |  |
| よこはまポジティブエイジング計画（第９期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（計画期間：令和６年度～８年度））を策定しましたので報告します。  【問合せ先】  高齢・障害支援課　高齢障害支援担当（２階23番窓口）  電話：320-8410  FAX：290-3422  E-mail： ni-koreisyogai@city.yokohama.jp | |
| 【５月下旬に計画冊子を自治会・町内会長あて送付します。】 | |

８　第５期横浜市地域福祉保健計画の策定報告について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔お知らせ〕

（市連会・健康福祉局福祉保健課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題８の資料参照） |  |
| 令和６年度から令和10年度の５年間を計画期間とする第５期横浜市地域福祉保健計画が策定されましたので、御報告します。  １　横浜市の地域福祉保健計画について  　　市計画、区計画、地区別計画で構成されています。  　　市計画が策定されたので、今後、区では令和８年度から令和12年度の５年間を計画期間  とする第５期の西区地域福祉保健計画（にこまちプラン）を今年度、来年度で策定する予定です。  ２　第５期市計画の全体像  　　「基本理念」として、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる『よこはま』をみんなでつくろう」としています。  ３　第５期市計画を広く周知するための工夫  （１）　事例を多く盛り込んだ冊子  （２） マンガ入りで分かりやすい概要版  （３） 外国語版等も作成  【問合せ先】  福祉保健課事業企画担当（２階24番窓口）  電話：320-8437  FAX：324-3703  E-mail： ni-nikomachi@city.yokohama.jp | |
| 【５月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 | |

９　西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業補助金の実施について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔お知らせ〕

（総務課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題９の資料参照） |  |
| １　補助対象  　　自治会・町内会、マンション管理組合  ２　補助対象製品  感震ブレーカー簡易タイプ（別添資料のとおり）  ３　補助金額  購入設置に係る費用の９/10に相当する額  （補助交付金額の上限は**１万円**、100円未満切り捨て）  ４　申請期間  　　令和６年６月３日（月）から令和７年１月31日（金）  ※予算に達し次第受付を終了とさせていただきます。  ※個人で申請される場合は、横浜市の個人向け感震ブレーカーの補助事業をご利用ください。なお補助対象者は、西区の該当地域（地震火災による延焼危険性が高い地域）にお住まいの世帯の方に限定されます。  【問合せ先】  総務課庶務係（４階51番窓口）  電話：320-8310  FAX：322-9847  E-mail: ni-bousai＠city.yokohama.jp | |
| 【５月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 | |

10　令和６年度西区崖地相談会の実施について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔お知らせ〕

（総務課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題10の資料参照） |  |
| １　概要  民有地の崖・よう壁の適切な維持管理の啓発を目的とし、専門家（地盤品質判定士）による区民向けの無料相談会を実施します。  2　日時・会場  令和６年６月23日（日）・西地区センター（２階小会議室）  令和６年６月24日（月）・西区役所（１階AB会議室）  ※1 相談時間：10：00～17：00（昼休憩12：00～13：00は除く）  ※2 事前申込制・相談時間は１組１時間以内  ※３　過去に申し込みいただいた方及び法人は対象外  ３　申込先  西区役所総務課防災担当  ４　申込方法  横浜市電子申請システム（web）  　 ※Web申請ができない方は電話での申込も可  ５　申込期間  令和６年６月11日（火）9時～令和６年６月19日（水）17時まで  【問合せ先】  　　総務課庶務係（４階51番窓口）  　　電話：320-8310  　　FAX：322-9847  　　E-mail： ni-bousai＠city.yokohama.jp | |
| 【５月下旬にチラシを自治会・町内会長あて送付します。】 | |

11　「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔お知らせ〕

（市連会・脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題11の資料参照） |  |
| 「GREEN×EXPO 2027」に係る意見書を令和６年３月29日に横浜市町内会連合会から市長へいただきました。  これをふまえ、次のとおり「GREEN×EXPO 2027」の意義や概要をお伝えし、さらなる幅広い理解促進、機運醸成につなげるため、自治会町内会や公園愛護会等、地域活動にご尽力いただいている皆様を対象とした説明会を各区で開催します。  １ 開催概要  (1） 対象  単位自治会・町内会、公園愛護会、水辺愛護会、ハマロードサポーター、  環境事業推進委員、横浜の森づくり活動団体 等  (2) 開催日程/会場  開催日程：令和６年７月17日（水）16時～17時（予定）  　　　 会場：調整中  　　　 ※詳細が確定しましたら、別途ご案内させていただきます。  (3) 説明者  横浜市長 山中 竹春  (4) 時期  ５月下旬～８月末までに順次開催を予定  (5) 時間  １時間程度  【問合せ先】  区政推進課企画調整係（４階49番窓口）  電話：320-8339  FAX：314-8894 | |
|  | |

12　エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第２弾）について 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔ポスター掲出〕

（市連会・脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題12の資料参照） |  |
| 令和６年６月から、エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第２弾）を実施いたしますので、広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、市民の皆様への周知にご協力をお願いいたします。  【問合せ先】  区政推進課（４階49番窓口）  電話：320-8327  FAX：314-8894 | |
| 【５月下旬にチラシを自治会・町内会長あて送付します。】 | |

13　令和６年度 西区運営方針について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔お知らせ〕

（区政推進課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題13の資料参照） |  |
| 西区の基本目標とその達成に向けた取組などをまとめた「令和６年度西区運営方針」を策定しました。策定した運営方針は、西区ホームページで公表しています。また、広報よこはま６月号でもお知らせします。  １　基本目標  「つながりを大切に　誰もがにこやかしあわせにくらせるまち　西区へ」  ２　施策にまたがる共通目標  　　区制80周年を契機とし、西区の未来に向けたつながり・にぎわいづくり  　３　目標達成に向けた施策  ア　地域のつながりづくり  イ　いきいきと健やかに暮らせるまちづくり  ウ　まちの回遊性向上とにぎわいづくり  エ　安全・安心なまちづくり  ４　目標達成に向けた組織運営　～区民の皆さまに寄り添う区役所づくり～  【問合せ先】  区政推進課企画調整係（４階49番窓口）  　 電話：320-8３３９  FAX：314-8894  E-mail： ni-kikaku@city.yokohama.jp | |
| 【５月下旬に資料を自治会・町内会長あて送付します。】 | |

14　自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について

〔お知らせ〕

（市連会・市民局地域活動推進課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題14の資料参照） |  |
| ３月１日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシについて、新たな情報を追記しましたので改めて配布させていただきます。  引き続き、補助金の活用についてご検討ください。  １　事業の対象   1. 町内会等が所有する会館 2. 会館を自己所有していない場合でも、町内会等会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合 3. 町内会等が所有していない集会施設（マンションの集会室など）でも、その施設を町内会等の活動拠点（会館）として利用し、町内会等の会員の一部が所属する当該施設の管理団体（マンション管理組合など）と合同で補助申請をする場合   　２　申請期間  　　　令和６年３月１日～令和６年９月30日  【問合せ先】  地域振興課地域活動担当（４階47番窓口）  電話：320-8389  FAX：322-5063 | |
| 【５月下旬にチラシを自治会・町内会長あて送付します。】 | |

15　西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金

について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔お知らせ〕

（地域振興課）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| １　概要  広報掲示板の良好な維持と地域住民による防災情報の共有を目的として、より安全で安心に暮らせる地域の実現を目指すため、防災情報を備えた広報掲示板の整備について、費用の一部を補助します。  ２　補助対象団体  新設、建替、改良及び修繕の必要がある掲示板を所有する自治会・町内会及び地区連合町内会　※予算額を超過した場合は、優先順位の高い順に交付させていただきます。  ３　補助対象となる条件  　広報掲示板に防災情報（地域防災拠点名及び設置場所の海抜等）を恒常的に明示。  ４ 補助金額  広報掲示板（広告を掲載するものは除く。）の新設・建替・改良・修繕に要する費用の２分の１（補助交付金額の上限は５万円）  ５ 申請について  ア　申請方法  補助金の申請を希望される場合は、地域振興課担当までご相談ください。  イ　相談・申請期限  　　　　７月16日（火）  【問合せ先】  地域振興課（４階47番窓口）  電話：320-8386  FAX：322-5063 | |
|  | |

16　第49回西区民まつりステージ出演団体･「くらしの広場」出

店団体の募集に関するポスターの掲示について　〔ポスター掲示〕

（地域振興課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題16の資料参照） |  |
| １　概要  第49回西区民まつりの開催に伴い、ステージ出演団体及び「くらしの広場」出店団体の募集を行います。募集にあたっては、広報よこはまや西区ホームページでの周知を行いますが、より多くの区民等の皆様に周知するために、掲示板へのポスターの掲出を依頼します。  ２　西区民まつり開催日/会場  　　令和６年11月10日(日) 10:00～15:00  戸部公園・西前小学校 (小雨決行・荒天中止)  ３　ステージ出演・出店団体募集期間  　　６月３日(月)～６月17日(月) 必着  ４　申込先・申込方法等  　・申込先 ： 西区民まつり実行委員会事務局(西区役所地域振興課内)  　 ・申込方法 ： 申込書を持参、郵送、FAXまたはEメールで提出  　※募集要項・申込書は５月29日(水)から西区ホームページからのダウンロードのほか、  　　　区役所、地区センター(西、藤棚)で配布します。  ・出演・出店料金  　 ステージ出演 ： 無料　　ブース出店 ： 非営利団体7,000円　営利団体12,000円  ・その他  応募多数の場合は、出演・出店団体を調整させていただく場合があります。  ５　ポスター掲出期間  5月下旬～６月17日（月）  【問合せ先】  地域振興課（４階47番窓口）  電話：320-8386  FAX：322-5063  E-mail： ni-kuminmatsuri＠city.yokohama.jp | |
| 【５月下旬にポスターを自治会・町内会長あて送付します。】 | |

17　「ふるさと西区推進委員会」への協力金納入について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔依頼〕

（地域振興課）

|  |  |
| --- | --- |
| （議題17の資料参照） |  |
| 自治会・町内会あてに令和６年度「ふるさと西区推進委員会」への協力金納入を依頼します。  1　協力金　　2,000円（1団体あたり）  2　納入期限　令和6年6月28日（金）  3　納入方法  　(1) 連合に加入している自治会・町内会  　　　　※各地区の会長がとりまとめて地域振興課へお持ちください。  　(2) 連合未加入の自治会・町内会  　　　 ア　単会ごとに地域振興課へ持参または振込（郵便局）の方法で納入  　　　 イ　5月下旬に自治会・町内会長あてに依頼文を送付します。  　　　 ※ゆうちょ銀行の料金改定に伴い、現金でお振込みの場合には、１件ごとに110円が加算されることとなりました。加算料金については、各団体の負担とさせていただきますので、予めご了承ください。  【問合せ先】  地域振興課地域活動係（4階47番窓口）  電話：320-8387  FAX：322-5063  E-mail: ni-hurusato＠city.yokohama.jp | |
| 【５月下旬に依頼文を自治会・町内会長あて送付します。】 | |